独禁法改正へ「基本的考え方」公表

課徴金の引き上げ等

公取委

公正取引委員会はこのほど、独占禁止法改正に向けた「基本的考え方」を公表した。独占禁止法研究会（座長、宮澤健一一橋大学名誉教授）が昨年10月にまとめた報告書を実質的に踏襲し①課徴金算定率の引き上げ②対象行為の拡大③措置減免（リーニエンシー）制度の導入④犯則調査権限の導入⑤審判手続きの見直し―などの措置に関連する改正を行う方針だ。公取委が独禁法改正について正式見解を示したのはこれが初めて。

課徴金制度は、違反行為による経済的利得相当額を国が徴収する現行の仕組みを改め、不当利得相当額以上の金銭を徴収する。現行では原則として大企業6％、中小企業3％となっている課徴金の算定率を引き上げるとともに、繰り返し違反行為を行った場合は、課徴金額を加算する。ただ、二重罰との反対意見が多い課徴金と法人に対しての刑事罰との関係については引き続き検討することとし、言明を避けた。

また、課徴金の対象についても①対価、供給量、市場占有率、取引先を制限する私的独占および不当な取引制限②競争業者を排除する私的独占および不当な取引制限③購入カルテルに拡大することを検討するとした。

措置減免制度も導入。①事業者が公取委の調査開始前に所要の情報を提供・資料提出などを行った場合②事業者が自発的に違反行為から離脱した場合などは、課徴金を減免することとし、最初に情報提供を行った事業者は、刑事告発しない方針だ。

刑事告発のための犯則調査権限も導入する。同時に刑事告発関係の手続きを見直し、行政調査に伴う罰則と排除措置に違反した場合の罰則を強化する。

これらの措置体系の見直しに合わせて審判手続きについても、手続きの効率化などの観点から規定を整備する考えだ。

さらに、独占・寡占規制の見直しについても現行の独占的状態に対する措置規定を改める。特定事業者が不可欠施設などの利用に当たって、新規参入者などの事業活動を妨害する行為などを迅速・効果的に排除する規定とし、「価格の同調的引き上げに関する報告徴収規定」は廃止する。

公取委は、16年度内の独占禁止法改正を目指しており、改正法案の作成へ向けて、さらに国民の意見を聴取した上で改正法案を作成したいとしている。

独禁法改正の基本的考え方

第1 課徴金制度の見直し

1 課徴金算定率の引上げ

(1)カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため行政上の措置として、違反行為による経済的利得相当額を国が徴収する現行の仕組みを改め、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとする。すなわち、現行の課徴金の算定率（現行は原則大企業6％、中小企業3％）を引き上げる。

(2)繰り返し違反行為を行った場合等について、課徴金額を加算する制度を導入する。

(3)課徴金と法人に対する刑事罰との関係については、課徴金を減免するものとする。

2 課徴金適用対象行為の拡大

現行の対象行為（対価に係る又は実質的に供給量を制限することにより対価に影響のある不当な取引制限）を改め、下記のようにすることを検討する。

(1)対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占及び不当な取引制限

(2)競争事業者を排除する私的独占及び不当な取引制限

(3)購入カルテル

第2 措置減免制度の導入

以下の法定要件に該当した場合には、課徴金を減免するものとする。

1 事業者が公正取引委員会の調査開始前に所要の情報提供・資料提出等を行った場合

2 事業者が自発的に違反行為から離脱した場合等

※ 上記事業所のうち最初に情報提供等を行ったもの等については、刑事告発を行わない方針を公表する。

第3 犯則調査権限の導入、罰則規定の見直し

1 現行の行政調査（間接強制調査）権限に加え、刑事告発のための犯則調査権限を導入する。

2 刑事事件に係る東京高裁専属管轄制度を廃止する等刑事告発関係手続を見直す。

3 行政調査に係る罰則及び排除措置に違反した場合の罰則を強化する。

第4 審判手続等の見直し

(1)特定事業者とは、国民経済にとって重要な市場において、一定の市場支配的シェアを有しかつ不可欠施設等を有する事業者とする。

(2)禁止される行為は、正当な理由のない、不可欠施設等の利用拒否、差別等とする。

(3)不可欠施設等は、以上の要件を満たすものと指定する。

①特定事業者が事業活動を行っている重要な市場において、財・サービスを供給するために必要不可欠な施設等（技術情報も含む）であること。

②新規参入者等により同等の施設等を構築することが著しく困難であること。

(4)不可欠施設等の指定に当たって事業所管官庁と協議を行うこととするなど事業法との所要の調整について検討する。

2 価格の同調的引上げに対する報告徴収規定の見直し

現行の価格の同調的引上げに対する報告徴収規定を廃止する。

第5 独占・寡占規制の見直し

1 独占的状態に対する措置規定の見直し

現行の独占的状態に対する措置規定を改め、下記のように特定事業者が不可欠施設等の利用に当たって新規参入者等の事業活動を妨害する行為等を迅速・効果的に排除する規定とする。

適正手続の保障及び効率性等の観点から、所要の規定整備を行う。

県建築士会の指定講習会

22日に川内市で実施

県建築士会は22日午前9時20分から、川内市の川薩人材育成センターで「建築士のための指定講習会」を開く。また、29日午前9時20分から、鹿児島市の県市町村自治会館で予定している。

県鳶土工業連合会

あす、安全祈願祭

県鳶土工業連合会（林民郎会長）は10日午前11時から、鹿児島市の荒田八幡神社で安全祈願祭を行う。

日本溶接協会県支部 記念誌を発行

40年のあゆみを紹介

日本溶接協会県支部（相良達之支部長）は、創立40周年を迎え、記念誌「40年のあゆみ」＝写真＝を発行した。

発行に当たって相良支部長は「県内での溶接技術は戦後の復興期から高度経済成長期における軽量鉄骨造りの到来から、その重要性が高く認識されるようになってきた。鋼構造物の需要は日本経済のデフレ不況とともに年々厳しい傾向にあるが、これを機に関係者の方々にさらなる敬意を表し、地域業界の発展に寄与していきたい」と語る。

記念誌では、40周年記念式典や溶接フェスタ、技術競技会などの模様を写真で紹介。また、技術向上の歴史や思い出、溶接にかけてきた情熱などさまざまな内容が盛り込まれている。

本社来訪

＝年賀＝

安田雄昭氏（県空調衛生工事業協会長）稲留澄男氏（同副会長）五反田文甫氏（同専務理事兼事務局長）丸山重之氏（県造園建設業協会長）

支局来訪

＝南薩支局＝

二木利文氏（㈲川辺アスコン専務取締役）有水司氏（同工場長）＝新年挨拶

人生に行き詰まりはない

人の世でも自然界でも、すべての現象は、必要があって起こっている。苦難や行き詰まりは、飛躍のためのスプリングボード。にっちもさっちもいかなくなった時こそ、チャンス到来。正しい生活の筋道（純粋倫理）に即して、自分を変える絶好の機会だ。打つ手は無限、つねに活路あり。

4

（社団法人倫理研究所）

きょうの天気

地方	天気	風	降水確率
鹿児島	晴昼過ぎから曇所一時雨	北東のち東	10％
			20％
大隅	晴昼前から時々曇所一時雨	北東のち東	10％
			10％
種子屋久	曇昼前一時雨	東	50％
			30％
奄美	曇所一時雨	東のち北	20％
			10％

降水確率：上段6時～12時、下段12時～18時

週間天気予報

鹿児島・種子・屋久地方					奄美地方		
日	曜	天気	降水確率	気温	天気	降水確率	気温
10	土		40%	15° 6°		40%	20° 13°
11	日	時々	30%	13° 3°		40%	19° 14°
12	月		40%	14° 4°		40%	19° 13°
13	火	時々	30%	13° 4°	時々	30%	18° 12°
14	水	時々	20%	15° 2°	時々	20%	19° 12°

《概況》向こう一週間は、9日と期間の後半は高気圧に覆われて晴れる日があるが、その他の日は気圧の谷や前線の影響で曇る。

行政動静

1月9日（金）

【県庁】
- 知事……在庁
- 副知事……在庁
- 土木部長……在庁

【鹿児島市】
- 市長……市内
- 木村助役……市内

【鹿児島国道事務所】
- 所長……庁外
- 後田副所長……庁外
- 赤星副所長……午前庁外、午後在庁

【川内川河川事務所】
- 所長……庁外

【大隅河川国道事務所】
- 所長……在庁

【鹿児島港湾・空港整備事務所】
- 所長……在庁

【志布志港湾事務所】
- 所長……在庁

【日本道路公団鹿児島工事事務所】
- 所長……在庁

※予定が変更になることがありますので、ご了承下さい。